

## エコタイヤ等導入促進助成金交付要綱

一般社団法人 鳥取県トラック協会

改正 平成29年5月24日

### (目的)

第1条 社団法人鳥取県トラック協会（以下「鳥ト協」という。）は、環境対策の一環として、燃費の向上によるCO<sub>2</sub>削減を図るために転がり抵抗を大幅に削減したエコタイヤおよび資源の有効活用となる更生（リトレッド）タイヤ（「以下「エコタイヤ等」という。」）の導入に対して助成金を交付する。

### (対象商品)

第2条 助成の対象となるエコタイヤ等は、タイヤメーカーが認定したタイヤで、別に定める。

### (助成対象)

第3条 助成の対象は、各年度の4月1日から同年度の1月末日の間に、新たにエコタイヤ等を導入（購入および車両へ装着）する会員事業者（以下「事業者」という。）の、その際の購入費用（タイヤ価格、除く消費税）に対して助成を行なう。

### (装着対象車両)

第4条 エコタイヤ等を装着する車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内の営業用（緑ナンバー）貨物自動車とする。

### (助成金の交付額)

第5条 1本当たりの助成金の交付額は、次のとおりとする。

ただし、小型・中型・大型用の区分は、タイヤメーカーの区分とする。

- ① 小型貨物自動車用エコタイヤ等は、1,000円とする。
- ② 中型・大型貨物自動車用エコタイヤ等は、2,000円とする。

### (助成の上限本数)

第6条 1会員事業者に対する助成本数は、その都度定める。

### (交付申請)

第7条 事業者は、様式1の「エコタイヤ等導入助成金交付申請書」に必要事項を記入し、別途指定する日までに、鳥ト協へ申請する。

ただし、予算額に達した場合は、鳥ト協は受付を終了するものとする。

- 2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

### (交付決定)

第8条 鳥ト協は、前条の申請が適正であり、交付を適当と認めるときは、様式2の「エコタイヤ等導入助成金交付決定通知書」により申請者へ通知する。

- 2 鳥ト協は、前項の通知に際し、必要な条件を付けることが出来る。

(実績報告・助成金請求)

第9条 事業者は、エコタイヤ等の導入（購入および車両へ装着）が完了したときは、様式3の「エコタイヤ等導入助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」（以下「実績報告書」という。）および様式4の「エコタイヤ等装着証明書」を別途指定する日までに、鳥ト協へ提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に必要な添付書類は、別に定める。

(助成金の交付)

第10条 鳥ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適切と認めるときは、事業者へ助成金を交付する。

(助成金の返還)

第11条 鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

(1) この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(財産の処分制限)

第12条 事業者は、助成金交付対象となったエコタイヤ等が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

ただし、あらかじめ鳥ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、鳥ト協が別に定める。

附則

本要綱は、平成22年7月7日から施行する。

平成23年6月21日 一部改正（平成23年6月21日施行）

表題・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第9条、第11条

平成29年5月24日 一部改正（平成29年4月1日施行）

第1条、第11条、第12条、第13条